

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	情報通信研究機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 衛星放送受信対策基金(30億円)及び高度電気通信施設整備促進基金(4,259,213千円)について、平成23年3月末に国庫納付を行った。出資勘定の承継時出資金(1,979,474千円)、承継勘定の承継時出資金(15,058,611千円)については、平成24年3月に国庫納付済み。基盤勘定についても、平成24年度中に不要資産を国庫納付予定。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 稚内電波観測施設跡地の国庫納付に向けて所管財務事務所との調整を進めていたところ、平成22年12月に当該跡地に土壌汚染が確認された。これに対処する必要があることから、平成23年度に土壌汚染対策法に準じた自主調査を行い、その結果をもとに北海道庁に相談。今後は北海道庁、財務事務所と調整を行い、それを踏まえ国庫納付を行う予定。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● NICTが毎年実施する内部ヒアリングにおいて、業務内容の評価と併せて、資産に関する業務上の必要性について検証するほか、中期計画に定める施設及び設備並びに研究計画に基づく大型研究設備に関する維持管理を適正に行うなかで、不断に見直しを実施していく。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 施設の管理業務の一括契約、共通事務用品の一括契約などを実施。効率化目標を見据えた管理部門経費を策定している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	○ パリ事務所については、欧州各国の研究機関との共同研究推進の支援や欧州委員会との新世代ネットワークに関する共同研究公募制度の創設等、引き続き欧州との連携を進める必要があるが、これらの業務への対応には、日本からの出張によるよりも、パリ事務所において実施する方が効率的であることから、存続が必要と判断し、総務省独立行政法人評価委員会にも報告したうえで他法人との共用を行うこととした。このため、他法人との共用を検討し、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と共用について合意し、平成23年度当初から共用を開始しており、平成22年度に比べ、年間で約4,000千円の運営経費の削減となっている。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、平成22年度末のプロジェクト終了をもって廃止した。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 平成22年度までに不要資産の整理を行い稚内電波観測施設跡地の国庫納付に向けて所管財務事務所との調整を進めていたところ、平成22年12月に当該跡地に土壤汚染が確認された。これに対処する必要があることから、平成23年度に土壤汚染対策法に準じた自主調査を行い、その結果をもとに北海道庁に相談。今後は北海道庁、財務事務所と調整を行い、それを踏まえ国庫納付を行う予定。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行するほか、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募案件の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様内容の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど入札参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間(10日)を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に見直すなど公告期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 300億円(97.2%)、競争性のない随意契約 9億円(2.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,240件(96.6%)、競争性のない随意契約 43件(3.4%)</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:億円)) 一般競争等 236億円(95.9%)、競争性のない随意契約 10億円(4.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 1,184件(96.9%)、競争性のない随意契約 38件(3.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>NICTにおいて締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、NICTのホームページに公表した。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行するほか、一者応札・一者応募案件についても、仕様内容の見直し、入札参加条件の見直し、公告期間の見直し、落札後の業務等準備期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)の要請を踏まえ、一定の関係を有する法人(NICTの役員及び職員で課長相当職以上を経験した者が再就職をしていること及びNICTとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること)のいずれにも該当する場合の法人との契約について平成23年7月1日の公告分からの入札公告への記載、及びNICTホームページへの本件公表に係る趣旨説明を掲載し、契約を締結した日の翌日から起算して原則72日(各年度4月の契約については93日)以内にNICTのホームページで情報を公表している。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	関連法人との契約がないため、該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● NICTにおいては、コピー用紙・事務用消耗品について実施している。引き続き共同調達になじむ案件がないか調査しつつ、共同調達によるコスト縮減に努めていく。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア) 調達に係る仕様要件の見直しは、随意契約等見直し計画に基づき、仕様要件(仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化等)、参加条件(過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和等)、公告期間(一般競争入札の公告期間(10日)を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に見直す等)等について引き続き見直しを行っている。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は、積極的に活用すべく準備している。また、研究機器や保管機器等の他機関との共同利用についてその可能性を検討している。 NICTの保有する研究施設・機器等について、研究開発に支障のない範囲で外部機関に有償供与する制度の運用を平成23年度中に開始した。 ウ) 価格調査にあたっては、市場価格等を調査し、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 現在、NICTに官民競争入札の対象となる案件として「情報システムの運用業務」について官民競争入札等の導入に向けた準備を始めている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、調達の競争性・透明性の確保のため、引き続き随意契約や一者応札等の見直しを行った。具体的には、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明責任を強化することにより、効率化や成果の向上等、実質的な調達の改善を重視する取組を行ったほか、調達・契約方式の多様化を踏まえ、総合評価落札方式の改善を図った。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮し、その水準を見直すこととしており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、役職員の報酬・給与について平成24年4月から本給月額及び本給月額を基礎とする各種手当の引き下げを実施した。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 従来から、給与体系を国に準拠させるとともに、地域手当の支給率を凍結し給与の上昇を抑制する等、給与水準の適正化に向けた取り組みを行ってきたところである。今後とも地域手当の支給率の凍結等により、今中期計画期間中に年齢・地域を勘案した対国指数について、本部(東京都小金井市)職員に地域手当が支給されないと仮定して試算した数値が100を超えない水準を目標とする(平成23年度ラスパイレズ指数・・・事務・技術職 106.9、研究職 93.2)。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 主務大臣たる総務大臣は、左記の内容を確認するとともに、その結果を公表している。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 引き続き公表を行っていく。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事や総務省独立行政法人評価委員会による業績評価においても、総合職の給与水準が国に比較して高くなっている理由として職員の大部分が都市部(東京都小金井市)を勤務地としているため、地域手当が国全体の平均支給率と比較して高くなっていること、及び地域手当支給率の凍結や手当の見直しなど人件費削減に向けた取組等々の適正性について厳格なチェックを行っている。 なお、総合職及び研究職を合わせた職員全体の給与水準は国より低い指数である。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 平成18年度から平成22年度までの第2期中期目標期間において、一般管理費15.1%、事業費5.6%の削減を達成したところであり、さらに、平成23年度から平成27年度までの第3期中期目標期間における目標として、一般管理費は毎年度平均で3%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化を達成すると設定した。平成23年度決算においては、一般管理費で3.1%、事業費で1.9%の削減を達成している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 国家公務員に準じたものとしているが、今後も国家公務員の制度を注視していく。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業費については、プロジェクトの予算実施計画の策定にあたって、必要経費の費目別の積み上げを徹底するとともに、その積算根拠については取りまとめ部局において、過去の実績や情勢等を調査したうえで経費の精査を行い、最終的に幹部における評価と対応したヒアリングでのチェックを実施しており、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● コンプライアンス推進のための体制を整備し、毎年度、コンプライアンス推進行動計画を策定の上、法令順守、リスク管理に組織的に取り組んでいる。具体的には、職員のコンプライアンスに関する理解の向上及びリスクの未然防止を目的とするコンプライアンス理解度調査(全職員を対象)を継続的に実施していくなど、コンプライアンス推進を着実に実施していくほか、特に平成24年度は、適正な会計処理の確保等に重点的に取り組んでいる。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	

<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 測定機器等の較正(登録検査等事業者用測定器等の較正は除く)の手数料については、平成23年度中に手数料の改定を実施した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 技術移転については、平成23年4月から、これまで外部委託していたTLOを廃止し、内部に目利きを配置させて研究者との密な連携を図り、外部への売り込み活動を活性化させるようにした。これにより、企業内ネットワークのトラフィック監視技術など、機構の知的財産がより活用され、自己収入につながった。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 複数の候補案件からの選択を要する委託研究等について、外部有識者から成る評価委員会を設置し、事前・採択・中間・終了・追跡と時期毎に外部評価を実施している。また、自ら実施する研究開発について、外部有識者から成る外部評価委員会を設置し、外部評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 評価制度の活用により、平成21年度には研究開発課題や研究実施体制の再検討が必要な課題として「ユニバーサルプラットフォーム技術」の研究開発について体制の見直し等を実施しているところであり、必要性がなくなったと認められる研究開発課題等は、廃止又は縮小方向で不断の見直しを行う。また、委託研究等の採択・中間・終了の評価結果や、自ら実施する研究開発の期首・中間・期末の外部評価結果をホームページ上で公表している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	統計センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●利益剰余金は、独法通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として処分し、本中期目標の期間(20~24年度)終了後、速やかに国庫納付予定。 なお、独法通則法第46条の2に該当する不要財産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●統計センターでは、土地・建物(事務所及び職員宿舎を含む)は保有していない。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●統計センターでは、土地・建物(事務所及び職員宿舎を含む)は保有していない。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表した。

当該計画を実施したことにより、随意契約については、4件(霞が関WANサービス、水道料、ガス料、官報掲載料)となっており、これについては、統計センター契約監視委員会において、真にやむを得ない随意契約であると了承を得ている。

また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札となった契約案件は、前年度に比べ1件減少(10件→9件)した。

なお、平成24年度以降も、調達時期の早期化や更なる公告期間の延長等を行い、より一層の競争性の確保等、一者応札等の改善に努めていく。

<平成23年度契約状況>

1. 金額ベース

- ①一般競争: 3,760,681,132円(99.1%)、うち一者応札: 378,076,720円(10.1%)
- ②公 募: 373,040円(0.0%)
- ③随意契約: 35,309,379円(0.9%)

2. 件数ベース

- ①一般競争: 41件(89.1%)、うち一者応札: 9件(22.0%)
- ②公 募: 1件(2.2%)
- ③随意契約: 4件(8.7%)

<参考:平成22年度契約状況>

1. 金額ベース

- ①一般競争: 1,727,856,111円(97.7%)、うち一者応札: 226,142,880円(13.1%)
- ②公 募: 737,550円(0.0%)
- ③随意契約: 39,939,338円(2.3%)

2. 件数ベース

- ①一般競争: 48件(82.8%)、うち一者応札: 10件(20.8%)
- ②公 募: 6件(10.3%)
- ③随意契約: 4件(6.9%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

該当なし。

<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●『独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(要請)』(平成23年6月9日 統計局長通知)に基づき、当法人ホームページにおいて公表している。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>当法人は、関連法人(特定関連会社、関連会社、関連公益法人)がないため該当なし。</p>
<p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 庁舎維持管理等業務(警備、設備管理、清掃、電気)及び職員に対する健康診断、また、コピー用紙の調達についても、総務省と連携を図り共同調達を実施し、コスト削減を図っている。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●「公共サービス改革法の事業選定方針及びプロセスについて」(平成23年9月26日内閣府公共サービス改革推進室)に基づき、(独)統計センターLAN等運用管理業務を官民競争入札等の対象とする予定であり、LAN等運用管理業務のサービスの質の維持・向上と経費削減に努めることとしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス分科会とりまとめ)に沿い、入札実施後のフォローアップ調査を行うことによる一者応札の更なる見直しや、スケールメリットを活かした共同調達(庁舎維持管理等業務等)の拡大による調達の効率化等を図り、コスト削減に努めている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)に基づき、国家公務員と同等の給与削減を人事院勧告分は平成23年4月まで遡及し、臨時特例分は平成24年4月から適用している。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 国家公務員より低い水準(対国家公務員指数 95.4)である。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	該当なし。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長、理事及び監事の報酬については、ホームページで公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 総務省独立行政法人評価委員会及び総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会において給与水準のチェックを複数回受け、適切に保たれているとの評価を得ている。監事による監査でも同様の評価を得ている。また、総務省独立行政法人評価委員会から、当該年度の給与水準の適切性だけでなく、給与水準の上昇の理由等を含めて、その適切性・妥当性について評価を行うべきとの意見を受けたため、平成24年度はその意見を踏まえた評価を得る。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 平成23年度の経常統計調査等に係る業務経費及び一般管理費について、平成22年度と比較して20%削減することとされていることから、最適化計画の確実な実施(ホストコンピュータのサーバ化)と関連経費の見直し、競争入札活用、共同調達の実施、事務消耗品等の庁用品の更なる見直しを行うことによるコスト削減で、平成22年度予算額12.9億円に対して23年度予算額を10.3億円とし、▲2.6億円(▲20.2%)の削減を達成している。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 年度計画における事業費等については、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 公益通報の受付体制の整備・運用、監事2名(業務担当・会計担当)による監査のほか、会計・情報管理等に関する内部監査を定期的に行っている。特に情報管理については、業務で個人情報を取り扱うためISMS認証を平成19年度に取得しており、毎年度、ISMS内部監査及びISMS認証継続審査によりコンプライアンスの確保に努めている。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用を受益者の負担により行っており、その手数料は「統計法施行令」により定められている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○「自己収入の拡大に向けた事業運営方針」を平成23年2月に策定し、それに則り5府省13調査のオーダーメイド集計、5調査の匿名データの提供を行い、ホームページでの広報、公的統計の二次利用に関する説明会や学会を通じた周知・普及促進などの取り組みを展開し自己収入の拡大に努めている。平成23年度においては、オーダーメイド集計の提供件数は9件、匿名データの提供件数は31件で、手数料収入は335万円となっている。平成24年度以降も利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努めていく。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	平和祈念事業特別基金

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	●不要資産は保有していない。ただし、当法人は、平成25年4月1日までの間に解散する予定であり、現在のところ解散時に利益剰余金を国庫納付する予定(国庫納付見込額は、350,285千円(21年度末時点)の利益剰余金額)。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●これまでに民間ビルから事務所の規模を縮小した上で総務省第2庁舎に移転・借用するなど経費の削減を図っている。引き続き業務に沿った必要最小限の事務所面積のみの借用を行うなど効率的な運営を行っていく。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 随意契約について、例えば事務所使用料(国との契約は随意契約とならざるを得ない)などを除き、実施可能な事業の全てを一般競争入札へ移行。 ● 応札準備期間の確保、仕様書の明確化等の一者応札・応募に係る改善方策を実施。なお、平成22、23年度において一者応札・応募はなかった。</p> <p><平成22年度> (金額ベース(単位:円)) 一般競争等329,914,594円(67.2%)、競争性のない随意契約160,776,182円(32.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等29件(50.0%)、競争性のない随意契約29件(50.0%)</p> <p><平成23年度> (金額ベース(単位:円)) 一般競争等110,879,539円(65.4%)、競争性のない随意契約58,623,251円(34.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等6件(25.0%)、競争性のない随意契約18件(75.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	—
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 総務省からの「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(要請)」(平成23年6月13日付け)を受けて、基金としても、基金の役員であった者が再就職し、又は基金において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職した法人であって、基金との取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占める法人との取引等の状況について情報を公開することとしており、平成23年7月1日以降に行う入札公告からその旨を明記している。なお、取組開始から平成24年6月30日までにおいて、該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 平成22年9月30日以降、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給事業以外の事業は終了しており、関連法人は存在しないため、該当する契約はない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>●「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」の成立に伴い、総務省より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に基金の役員報酬規程、職員給与規程等を改正。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>●「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立に伴い、総務省より基金における給与改定の取組について要請があり、それを受け平成24年3月に基金の役員報酬規程、職員給与規程等を改正。なお、法人の平成23年度の給与水準は、対国家公務員指数(年齢のみの指数)が108.6であるが、地域を勘案した指数では95.1となっており、概ね国家公務員と同水準であると考え。平成24年度においては、年齢勘案で107、地域・学歴を考慮した指数で100.0以下になることを目標とする。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●法人ホームページに掲載し、公表済。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●引き続き、監事による給与等関連規程の監査及び評価委員会による事後評価においてチェックを受ける。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	

<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●特別給付金支給事業の電話対応、申請書の確認など外部委託が効率的と認められる業務について、外部委託を推進。 ●業務をより効率的・弾力的に遂行するため、特別給付金に係る申請書の審査、支給業務等では、業務量に応じた人員体制に随時見直している。 ●平成23年度における人件費は約1億4千万円(対17年度比で26.0%減)となっており、中期計画の目標を十分達成しているが、引き続き、競争入札の推進、事務所の節電等、効率的な運営及び国家公務員に準じた人件費削減等業務運営コストの削減を行う。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法人独自の諸手当はなく、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費等については、必要額を業務内容、社会情勢などに応じて適切に見積もり、予算を策定した。また、入札に当たっては、複数業者からの見積もりなどを参照にし、適正に見積もりを行った。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●従来の経理を中心とした監事監査に加え、監事から「平成23年度監査方針」が示され、具体的な監査項目について、監事と理事長、理事が協議し、9つの監査項目を決定し、基金の全体の課題を洗い出して、重要度、優先度、必要度等を含めて、30の監査視点を作り、定期的な監査を受ける体制を整備し、監事監査を実施した。監査結果については、監査改善報告会を設けて、適切に対応した。24年度も引き続き、実施することとしている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●特別給付金事務のみを行っていることから、該当なし。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●特別給付金事務のみを行っていることから、該当なし。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	総務省
法人名	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 利益剰余金は、独法通則法第44条第1項及び機構法第25条第3項等の規定に基づき、本年7月10日までに国庫納付予定。 なお、独法通則法第46条の2に該当する不要財産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 機構の事務所は本部事務所のみであり、また、職員(派遣職員を含む。)の数等に照らして、必要最小限の規模のものとなっている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 機構の事務所は、本部事務所(東京)のみである。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 機構の本部事務所の規模・コスト・立地等については、職員数、賃貸料の近隣相場、委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の本社並びに所管官庁である総務省と頻繁に打合せ等を行う必要があること等に照らして適正なものとなっている。 なお、機構は、地方支所、職員宿舎等は設置していない。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 機構の競争性のない随意契約は、平成22年度を履行期間とする契約においては契約30件290,886千円のうち、競争性のない随意契約は1件(3.3%)2,999千円(1.0%)、平成23年度を履行期間とする契約においては契約27件293,236千円のうち、競争性のない随意契約は1件(3.7%)2,857千円(0.97%)となっている。</p> <p>また、一者応札・一者応募の改善については、平成21年6月に公告期間を原則10日間以上に延長、仕様書の見直し等の措置を講じたほか、契約監視委員会における点検等を踏まえて公告期間の一層の延長(2週間程度)を行い、平成22年7月には、事前説明会の原則開催、十分な履行期間の確保等の措置を講じたところである。</p> <p>さらに、平成23年度においては、前年度等に一者応札・一者応募であった契約案件については、競争性・透明性の確保の観点から、制限的な入札条件が設定されていないか再確認を行い、必要に応じて、仕様書の更なる見直しを行っている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 契約監視委員会は、機構の各契約について点検を行い、その結果を公表している。なお、契約監視委員会は、機構の契約件数は約30件と少ないことから、年2回程度開催されている。</p> <p>また、主務大臣たる総務大臣は、機構において締結された契約についての改善状況をフォローアップするとともに、HPで毎年公表している。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 総務省からの「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表(要請)」(平成23年6月20日付け)を受けて、機構としても、機構の役員であった者が再就職し、又は機構において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職した法人であって、機構との取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占める法人との取引等の状況について情報を公開することとしており、平成23年7月1日以降の入札公告等からその旨を明記している。</p> <p>なお、機構には、関連法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)がないため、該当なし。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 共同調達の検討については、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ検討を行ったところであるが、機構の調達数量は少なく、共同調達を採用しても効果は乏しいことから、今後も引き続き、競争入札の徹底等を通じて、調達の効率化を図り、経費の節減等に努めていくこととしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 機構の郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)第162条第1項の規定により、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に委託するものとされている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月28日行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、調達改革の推進のための検討を行ったところであるが、機構の調達数量は少なく、競り下げ方式や共同調達の採用の効果は乏しいことから、今後も引き続き、競争入札の徹底等を通じて、調達の効率化を図り、経費の節減等に努めていくこととしている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 総人件費については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)を踏まえて役員報酬規程及び職員給与規程の見直し等を実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>● 機構の給与水準は、対国家公務員(行政職(一))の比較指数が110.6となっているが、年齢・地域・学歴を勘案すると96.4となっている。 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数は111程度、年齢・地域・学歴勘案で100を若干下回るものとなっている。 平成24年度においても、引き続き年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数を100以下とすることを目標に、同年度中に国家公務員の給与改定が行われる場合にはこれに時期及び水準を合わせて給与改定を行うこと等により、適正な給与水準の維持に努めていくこととする。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 主務大臣たる総務大臣は、機構の給与水準が、年齢・地域・学歴を勘案すると国家公務員と比べて低いこと等を確認するとともに、その結果を総務大臣へ報告している。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 機構の各役員の報酬については、個人名を伏せた上で、機構のホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査においては、国家公務員との比較結果を確認し、その差異理由を分析するなど、給与水準についても厳格な監査が行われている。 また、評価委員会においても、事後評価の際、給与水準について厳格なチェックが行われている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>② 管理運営の適正化</p> <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 機構は、第1期中期計画において、一般管理費及び業務経費の合計(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。以下同じ。)について、平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額(以下「第1期中期計画基準額」という。)に対する中期目標期間の最終年度(平成23年度)の当該経費の額の割合を96%以下とするとの目標を設定しており、この目標の達成に向けて業務運営コストの削減に努めてきた。</p> <p>左記の基本方針を受けて、平成23年度予算は、平成21年度の実績等を踏まえ、中期計画における削減目標を大幅に上回って策定するとともに、平成23年9月及び平成24年1月までの経費使用実績も順調に抑制されていることを確認し、引き続き業務運営コストの一層の削減に努めた結果、平成23年度の一般管理費及び業務経費の合計の決算額は364,641千円となり、第1期中期計画基準額601,000千円に対する割合は60.7%となり、目標の96%を大幅に下回った。</p> <p>なお、当該決算額は、平成23年度予算額(443,502千円)と比較して17.8%の減となった。</p> <p>また、第2期中期計画においては、一般管理費及び業務経費の合計について、第2期中期目標期間の最終年度(平成28年度)において、平成23年度の当該経費の95%以下とするとの目標を設定し、この目標の達成に向けて業務運営コストの削減に努めているところであり、平成24年度以降においても、入札前の説明会実施、公告期間の延長及び入札参加要件の緩和等の観点からの仕様書の見直しにより、より多くの業者が一般競争入札に参加できるような環境を整え、価格競争による調達等により経費削減努力を継続することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 機構の諸手当については、国家公務員に支給されている手当項目以外の手当はなく、また、法定外福利費についても、職員の健康診断費用など必要な支出を除き、食事の補助、個人旅行補助、互助組織への支出、レクリエーション経費等への支出は、一切行われていない。</p> <p>また、機構の役職員の給与振込口座は、国家公務員と同様に1人1口座に限定しているほか、海外出張旅費についても、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 経費執行に当たっては、発注課において、所要額を積算し文書決裁を経て、その後、契約課において入札に参加を希望する事業者から見積書を取り、積算内容を精査し、見積書を参考の上、予定価格を策定して一般競争入札により、予定価格以下の価格で、かつ、一番低い価格を入札した業者と契約している。また、入札結果については機構のホームページに公表している。</p> <p>また、一般競争入札によらない契約においても、原則複数の業者から見積りを取り、一番低い価格の業者と契約している。</p> <p>なお、機構には、運営費交付金等の国費は、投入されていない。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 機構における内部監査体制については、理事長に直属し、各部から独立した内部監査部門を設置している。内部監査部門においては、機構の健全かつ適正な業務運営の遂行に資するため、法令等遵守の状況、リスク管理の状況等、内部統制システムの整備・運用状況等について、監査を実施しているところである。</p> <p>内部統制については、機構の場合、小規模な法人であることもあって、理事長が業務全般について報告を受け、遂行状況をモニタリングした上で、必要な指示を行うなど、リーダーシップが確立されている。</p> <p>法令等遵守については、法令等遵守規程等を策定するなど体制を整備するとともに、法令等遵守に関する研修の実施、法令等遵守点検の実施、法令等遵守の手引きの全職員の配布等を行っている。また、年度初め等の機会をとらえて、年数回、理事長から全職員に対して訓示を行い、機構のミッション、法令等遵守の重要性等について、改めて周知徹底を図っている。さらに、理事長が新たに職員となった者に対して意見交換を行い、機構のミッションを深く浸透させる取組を実施している。</p> <p>リスク管理については、リスク管理規程に基づき、機構のすべての業務について内在するリスクを洗い出し、リスクの評価を行い、管理すべきリスクを特定した上で、適切なリスク制御対策を講じることにより、リスク発生の防止及び発生した場合の早期発見に努めている。</p> <p>そのほか、日常的モニタリング以外に、通常の業務から独立した観点で、監事監査、内部監査等を通じて、定期的又は随時に内部統制の評価を行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>